

**(仮称) 東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例  
骨子(案)のパブリックコメントの実施結果**

**1. 概 要**

- 意見募集期間 令和3年12月20日(月)～令和4年1月28日(金)
- 意見提出者数 8名(内訳:ホームページ8名)
- 意見総数 39件

内 訳	件数
◆ 目的に関すること	10
◆ 定義に関すること	2
◆ 禁止行為に関すること	4
◆ 区の権限に関すること	17
◆ その他	6

※1件のご意見に複数の内容が記載されている場合がありますので、意見提出者数と意見総数は一致しません。また、類似する意見は取りまとめて公表しています。

- 閲 覧 場 所 北区ホームページ、生活安全担当課、区政資料室、地域振興室、  
区立図書館

**2. 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方**

◆目的に関すること 10件

No.	意見の要旨	件数	意見に対する区の考え方
1	赤羽駅周辺における客引きに迷惑していた。客引きが、ふらふらと歩くためぶつかりそうになったり、立ちんぼをしてスペースを占拠するため公道の狭さが気になっており、取り締まりや注意喚起等のためにも条例制定に賛成であり推進してもらいたい。 なお、特定地区であるか否かにかかわらず指導の対象となり得るという北区の案に賛成である。 (同様の意見が他に4件)	5	区民の皆さまはもとより、区内で働き、学び、訪れる皆さまも含め、誰もが快適で平穏な生活が出来る地域社会を作ること、区の重要な責務と考えております。 区内全域における良好な都市環境の実現と健全な商業の発展を目指し、本条例の制定に向けて取り組んでまいります。

2	<p>客引き行為の取り締まり強化には反対。通行時に客引きを無視していても特に害はない。客引き達は、通りすがりの見ず知らずの男性に笑顔で声をかけてくれ、料金トラブルはこれまで一度もなく、マッチングアプリと同額に近い値段で、お酒も出て、店に立ち入ることなく選んだ異性と話ができること自体は素晴らしいことだと思う。</p> <p>客引き規制を強化するよりも、水商売をしなくても生きていける女性を増やしたり、婚活で苦しんでいる男性を救う政策を行うことが先決ではないか。子育てや結婚にたどり着けない弱者にも、光を当ててはもらえないか。</p>	1	<p>さまざまなご意見があろうかと思いますが、区民の皆さま等から区等に寄せられるご意見は、客引き行為等を多大な迷惑と感じているものばかりでありますことから、本条例の制定に向けた取り組みにご理解いただきたく思います。</p>
3	<p>特定地区に指定される場所はすべて禁煙とするほか、「子育てするなら北区が一番」を掲げるならば、迷惑喫煙を防ぐなど受動喫煙対策に取り組むべきである。北区路上喫煙防止条例の「路上喫煙禁止地区」と本条例の「特定地区」は一体的な運用をし、パトロール時には、治安に悪影響を及ぼす路上喫煙も止めさせるよう対応するべきである。規制対象となる類型に、「喫煙目的施設（酒類を提供しない施設を含む）」「タバコの宣伝又は販売（これを行う者を含む）」を追加するべきである。</p> <p>赤羽駅一番街周辺の路上喫煙についてどのように認識しているのか、禁煙化する予定があるのか無いのかについて公式見解を示すべきである。</p> <p>条例制定と併せて、北区はスナックや風俗店に対し健康増進法の遵守状況についての一斉点検を行うべきで、ビル1階の公道に面した部分に灰皿を設置して喫煙者が集まるように仕向け、その喫煙者を勧誘する事例や北区公衆喫煙所内での客引き行為等も規制対象とするべきである。</p> <p>（同様の意見が他に1件）</p>	2	<p>いただいたご意見につきましては受動喫煙対策に関することになりますが、個別具体的な内容として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見のうち、公衆喫煙所内における行為については、本条例の規制対象になるものと考えております。</p>
4	<p>東京都の迷惑防止条例との位置づけの違いを明確にしてほしい。</p>	1	<p>東京都の迷惑防止条例では公共の場所における執拗な客引き行為を規制しており、本条例は、公共の場所における執拗に至らない客引き行為等を規制する根拠法令となります。</p>
5	<p>人の通行を妨げることにしても条例で禁止するべきである。</p>	1	<p>誰しもが安全で円滑な交通社会の実現を求めるのは当然であり、道路交通法第76条に道路における禁止行為が規定されていることから、一般的な交通を妨げる行為については、同法で対応されるべき事象と考えられます。</p>

◆定義に関すること 2件

No.	意見（要旨）	件数	意見に対する区の考え方
6	<p>「勧誘行為」という表現では来店を促す意味も含むので、「スカウト行為」や「役務の勧誘行為」としたほうが分かりやすい。</p> <p>また、「客引き行為」の説明と同じ様に、勧誘行為を具体的に例示し何を意味するかが分かるようにするべきである。（同様の意見が他に1件）</p>	2	<p>骨子（案）では簡易な説明となってしまいましたが、本条例でいう「勧誘行為」とは、求職中かどうかを尋ねたり、仕事に従事するよう勧め誘う行為と考えており、ご意見と同様の表記を考えております。</p>

◆禁止行為に関すること 4件

No.	意見（要旨）	件数	意見に対する区の考え方
7	<p>客引き行為等を行う者が公共の場所にいなかったとしても、客引き行為等を受ける者が公共の場所にいる場合は規制対象とするべきである。</p>	1	<p>本条例における規制は、公共の場所における行為を対象としたものであり、私有地内における行為には規制が及ばないものであることをご理解いただきたく思います。</p>
8	<p>客待ちをしている者は、うろついている場合も含むことを明確化すべきである。</p>	1	<p>公共の場所において、客引き行為または勧誘行為をする目的で相手方となる者を待つべく、たたずんだり・うろつく行為は規制対象になるものと考えております。</p>
9	<p>客引き行為等を受けた客のみならず、客引き行為等を行った者についても営業所内立入禁止とするべきである。</p>	1	<p>行為者と店舗との関係性の確認など、個々の事案に応じた適切な対応に努めてまいります。</p>
10	<p>従業員の指導・監督の努力義務を負う者は、「飲食店を営む者」ではなく「飲食店等を営む者」とするべきである。</p>	1	<p>本条例では、飲食店以外の業種についても規制対象業種が含まれていることから、ご意見のとおり表記を修正いたします。</p>

◆区の権限に関すること 17件

No.	意見（要旨）	件数	意見に対する区の考え方
11	<p>一般人であっても違反者に対して行い得るような行為（たとえば「注意」）を、条例上に規定するべきである。 罰則通報ポイントツールとか作って、違法行為者を写真に納められたら北区民ポイントとかやってはどうか。 （同様の意見が他に1件）</p>	2	<p>本条例は規制条例につき行為者等とのトラブルも予想されることから、区職員・推進員・指導員が中心となり指導等にあたってまいります。</p>
12	<p>警告にあたり、同じ地区ではないために警告の対象とならない（以前に特定地区Aで客引き行為を指導されたものの、今回は特定地区Bであるため初回指導である）」とも解釈されかねないため、「更に同地区において」ではなく「更に特定地区において」とするべきである。</p>	1	<p>本条例では、指定した区内の特定地区における客引き行為等に対して手順を踏んだ措置をとることを予定しており、異なる特定地区における行為であっても指導を受けたことに差異はありませんので、ご意見のとおり表記を修正いたします。</p>
13	<p>指導・警告・勧告はいずれか1つ（たとえば警告）に統一し、一度指導さえすれば、公表や過料の対象となるようにするべきで、過料の額をもっと上げるべきではないか。 または、口頭でも警告・勧告を出来ることを明確にして、客引き行為等防止推進員及び客引き行為等防止指導員も、警告や勧告をすることができるようにするべきである。 （同様の意見が他に2件）</p>	3	<p>本条例の罰則は秩序罰の過料であり、違反者等を罰することを目的としているものではないものの、公表・過料措置となった場合には違反者等は一定の不利益を被ることから、警告以上の措置については、区職員が書面を交付するなど、手順を踏んで行うべきものと考えております。 また、過料額が5万円以下では少なすぎるというご意見もあろうかと思いますが、地方公共団体が過料を科す場合の根拠法令である、地方自治法に則した規定となります。</p>
14	<p>客引き行為等をさせる者、客引き行為等を用いて営業する者についても指導などの対象にするべきである。 また、「違反行為があった場合は」の部分は「違反行為を行った場合は」にするべきである。 （同様の意見が他に1件）</p>	2	<p>客引き行為等を行う者のほか、行為者の使用者である事業主にも過料を科す「両罰規定」を設ける予定であり、ご意見を踏まえた表記に修正することといたします。</p>

15	<p>特定地区を指定できる権限があっても、指定されなければ意味がなく、指定に関するルールを策定するべきである。</p> <p>また、特定地区の指定は、現時点で赤羽駅東口地区を想定している旨を分かるようにするべきである。特定地区以外での客引き行為等についても、指導のみならず警告や勧告の対象とするべきである。</p> <p>(同様の意見が他に2件)</p>	3	<p>現行の他法令における指定状況や当区の現況等を基に、関係機関や関係団体、学識経験者等からの意見を踏まえた指定を予定しており、骨子(案)の公表時点では、意見の集約前であったことから明示は控えさせていただきました。条例提案時には特定地区を明示いたします。</p> <p>また、公表や過料措置により一定の不利益を被ることも考慮し、特定地区は、より限定的にすべきものと考えておりますが、必要に応じ拡充等の変更が生じる場合もあります。</p>
16	<p>公表にあたり、弁明機会の付与を求めている北区の骨子(案)に賛成する。</p>	1	<p>公表の可否の決定には正当な理由の有無を確認する必要があることから、「意見を述べる機会」を与える予定です。</p>
17	<p>過料の対象者は公表の対象者とすべきである。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、より実効性を高めるため、調査に関し過料措置を受ける者に対する公表措置規定の追加を検討いたします。</p>
18	<p>土地や建物の提供者に対する措置についての規定を設けるべきである。</p>	1	<p>当該店舗等の場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、公表事項を通知できる規定を設ける予定です。</p>
19	<p>「他人に客引行為をさせている者」や「客引行為を受けた者を客として営業所に立ち入らせた者」への調査も可能とするべきであり、「立入」以外の調査も可能であることを明確化するべきである。</p>	1	<p>立入調査等にあたっては、違反行為をした者と行かせた者の関係を調査できる規定を設ける予定です。また、ご意見を踏まえ、より実効性を高めるため、情報の収集等に関する規定の追加を検討いたします。</p>
20	<p>違反者が警告書の受領を拒んだときは、調査等報告書を作成しその経過を記録することによって警告を発したとみなすことができるといった類の規定も設けるべきである。</p>	1	<p>受領を拒んだ状況等を警告書・勧告書に補記することで、警告・勧告したとみなすことができるものと考えております。</p>
21	<p>「指導・警告・勧告時以外にも違法行為を撮影できる」旨の規定を設けるべきである。</p>	1	<p>本条例の施行規則において、本条例の目的の達成のため、資機材を活用した違法行為の撮影を可とする規定を設ける予定です。</p>

◆その他 6件

No.	意見（要旨）		意見に対する区の考え方
22	<p>特定地区に関し、他自治体では施行規則で「名称」と「区域」を別けて告示するように定めているが、仮に赤羽1丁目と言えば、名称も区域も兼ねて示していると思われるので、北区の場合では名称と区域の告示は不要と思う。</p>	1	<p>特定地区の告示については、名称はもちろんのこと、その区域を図示したほうがより分かり易いと考えられることから、区でも名称と区域を別けた周知を行ってまいります。</p>
23	<p>北区でも、客引き等を行わない旨の誓約書を提出することができるとの規定を設けるべきである。</p>	1	<p>同様の制度を実施している先行自治体に対して実効性を確認するなど、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
24	<p>条例制定にあたり、弁護士などの専門家を交えて、条例・施行規則について集中的かつ詳細な検討を行うべきである。</p>	1	<p>区では、区民が安心して生活することができるまちづくりを目的に、関係機関や関係団体、学識経験者等を構成委員とする「東京都北区生活安全推進協議会」を設置しています。 条例制定にあたっては、同委員等からも意見を伺いながら進めてまいります。</p>
25	<p>赤羽駅東口側の治安の悪さは客引きだけでなく区にも原因があり、環境に対する関心が薄く、犯罪抑止の観点から望ましいと思える状況を放置している。地元商店街自身も法令や規範を守っておらず、治安悪化の加害者側であるということに自覚するべきで、地元商店街も区も共犯で違法行為を行っているに等しい。赤羽駅東口の治安改善のためには、赤羽駅東口側の商店街を解体し、区の担当部署も抜本的に見直すべきである。 客引き行為等は赤羽だけでなく全国の商店街や繁華街の問題だと思うので、区議会から国会へに問題提起し、速やかに警察が取り締まれるように法改正すべきだと思う。 骨子（案）では、条例の趣旨や施行後の区民生活への影響がイメージできずわかりにくく、条例の要旨、赤羽駅東口地区の問題、他区の施行状況について記載された資料も掲載して欲しかった。 （同様の意見が他に2件）</p>	3	<p>さまざまなご意見があろうかと思いますが、本条例制定後は、町会・自治会、商店街、警察や事業者等と一層の連携を図り、客引き行為等の撲滅に取り組むとともに、客引き行為等をさせない機運の醸成に努めてまいりますので、ご理解いただきたく思います。 また、骨子（案）では文字のみでの説明となってしまいましたが、区のホームページや今後作成を予定しているチラシ等では具体的行為等を挙げて図示するなど、より分かり易い周知に努めてまいります。</p>